



社団法人 不動産証券化協会の通常総会で挨拶する
谷本副大臣 (5月21日)

目次

【談話・講演等】	2
【特集】	
○ 財務局長会議の開催について	2
【トピックス】	
○ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について	3
○ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について	8
○ 平成21年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について	9
【国際関連】	
○ 日EU金融ハイレベル協議の開催について	12
○ IOSCO SC3 (市場仲介者常設委員会) 東京会合開催について	12
○ 第5回監査監督機関国際フォーラム (バーゼル会合) について	14
【法令解説】	
○ 保険会社向けの総合的な監督指針等の一部改正について	15
【金融ここが聞きたい!】	16
【お知らせ】	18
【5月の主な報道発表】	26

【談話・講演等】

※ このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が行った[談話・講演等](#)についての情報をお届けするものです。

● 挨拶

- ・ [谷本金融担当副大臣挨拶「財務局長会議」\(平成21年4月23日\)](#)
- ・ [宇野金融担当大臣政務官挨拶「財務局長会議」\(平成21年4月23日\)](#)

● 講演

- ・ コロンビア大学ビジネス・スクール日本経済経営研究所主催コンファレンス「日米金融経済の将来」における佐藤金融庁長官発言(平成21年5月14日・東京) [英文](#)
- ・ 佐藤金融庁長官講演「今般の金融危機の保険規制への含意」(平成21年5月28日・第36回ジュネーブ協会年次総会) [英文](#)

【特集】

財務局長会議の開催について

金融庁では、4月23日、本事務年度(平成20年7月～平成21年6月)第4回目の財務局長会議を開催しました。

会議においては、谷本副大臣、宇野大臣政務官の挨拶に続き、財務局長等と副大臣、大臣政務官はじめ当庁幹部との意見交換を行いました。その後、副大臣、大臣政務官の挨拶の中で触れられている項目等について、当庁各局、証券取引等監視委員会事務局及び公認会計士・監査審査会事務局から所要の説明を行いました。



谷本副大臣からは、「世界の景気が急速に悪化する中で、中小企業はもとより、中堅・大企業等の業況や資金繰りも厳しさを増しており、新年度に入った後も、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっている。財務局においては、現在の地域における非常に厳しい情勢を改めて認識し、検査・監督の第一線として更に尽力してもらいたい」という挨拶がありました。(谷本副大臣挨拶の全文は[こちら](#)をご参照ください。)

宇野大臣政務官からは、「民間金融機関においては、借り手企業が期待する金融仲介機能を適切かつ十分に果たしていくため、資本充実策についての幅広い検討が必要である。金融庁としては、引き続き、金融機関に対して、金融機能強化法の活用の積極的な検討を呼びかけてまいりたいと考えている。各財務局

においては、企業等に対する円滑な金融は、金融機関の最も重要な役割の一つであるとの認識のもと、更に尽力してもらいたい」という挨拶がありました。(宇野大臣政務官挨拶の全文は[こちら](#)をご参照ください。)

財務局長等と副大臣、大臣政務官はじめ当庁幹部との質疑・意見交換においては、地域金融をめぐる現下の状況を踏まえた企業金融の円滑化について討議を行いました。

当庁各局による業務説明においては、各局における諸問題や活動について説明が行われ、その後、質疑・応答を行いました。

※ なお、各財務局等において、「中小企業をはじめとした企業金融の状況とその対応」に関する資料を公表していますのでご参照ください。

北海道財務局 http://www.mof-hokkaido.go.jp/kinyu/tyuusyuu_kinyu/report_210423.pdf

東北財務局 http://www.mof-tohoku.go.jp/b2_kinyu/01_kinyukankei/pdf/kigyookinyu21.pdf

関東財務局 <http://www.mof-kantou.go.jp/kinyuu/kinyu/6723kinyuu0522.pdf>

東海財務局 <http://www.mof-tokai.go.jp/kinyuu/kinyuu/chuusyookashidashi3.pdf>

北陸財務局 <http://www.mof-hokuriku.go.jp/img/kinyuu/kigyookinyuu210522.pdf>

近畿財務局 <http://www.mof-kinki.go.jp/other/chuushou-kinnyuu.pdf>

中国財務局 <http://www.mof-chugoku.go.jp/kinyusyouden/kinchou/chushou/chushou2105.pdf>

四国財務局 <http://www.mof-sikoku.go.jp/pubsys/public/mu1/bin/view.rbz?cd=4076>

福岡財務支局 <http://www.mof-fukuoka.go.jp/library/data/kinyu/choseikan/210430kigyookinyu.pdf>

九州財務局 http://www.mof-kyu.go.jp/kinyu/smaller/pdf/smaller_090522.pdf

沖縄総合事務局 <http://ogb.go.jp/okizaimu/kinyu/16.3.15/kigyookinyuu210522.pdf>

【トピックス】

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について

金融サービス利用者相談室（以下「相談室」といいます。）に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期ごとに公表しています。平成21年1月1日から3月31日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。なお、今回の公表分とは別に、金融円滑化「大臣目安箱」情報として受け付け、大臣に直接届けられたものがあります。

1. 平成21年1月1日から3月31日までの間に、12,445件の相談等（詳細については、[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（平成21年4月30日）](#)をご参照ください。）が寄せられています。1日当たりの受付件数は平均211件となっており、20年10月1日から12月31日までの間（以下「前期」）の実績（229件）と比べやや減少しています。
2. 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関するものが4,310件（35%）、保険商品等に関するものが2,847件（23%）、投資商品等に関するものが3,581件（29%）、貸金等に関するものが1,472件（12%）、金融行政一般・その他が235件（2%）となっています。
3. 分野別の特徴等としては、
 - (1) 預金・融資等については、全体の受付件数は前期に比べてやや減少していますが、個別取引など融資業務に関する相談等が増加しています。
 - (2) 保険商品等については、保険金の支払に関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するものについての相談等が寄せられています。
 - (3) 投資商品等については、全体の受付件数は前期に比べて大幅に減少していますが、未公開株に関する相談等が増加しています。
 - (4) 貸金等については、一般的な照会・質問に関するもの、個別取引・契約の結果に関するもの、不正な行為に関するものについての相談等が寄せられています。

4. なお、受け付けた相談等の中には、検査・監督上参考となる情報（注）も寄せられており、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

（注） 検査・監督上参考となる情報の例

- ① 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢及び広告等の不適正な表示に関するもの
- ② 預金取扱金融機関における本人確認や説明を求めた際の不適切な顧客対応に関するもの
- ③ 預金取扱金融機関が借り手に対する優越的な地位を利用して行った金融商品の販売に関するもの
- ④ 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
- ⑤ いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関するもの
- ⑥ 保険会社等の不払い等に関するもの
- ⑦ 保険募集人等の不適正な行為（重要事項の不十分な説明、手続に関する不適切な案内・対応、不告知の教唆、無断契約等）に関するもの
- ⑧ 損害保険会社の火災保険の保険料過徴収に関するもの
- ⑨ 金融商品取引業者によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
- ⑩ 証券会社の高齢者に対する勧誘に関するもの
- ⑪ 金融商品取引業者の不適正な行為（ホームページを閉鎖し電話に出ない等）に関するもの
- ⑫ 貸金業者による法令違反のおそれのある行為（取立行為規制違反、取引履歴の不当な開示拒否等）に関するもの
- ⑬ 貸金業者による顧客への不適切な説明に関するもの

また、預金口座の不正利用に関する情報については、金融機関及び警察当局へ 14 口座の情報提供を行っています。

さらに、平成 20 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間における情報の活用状況は以下のとおりです。

- i 監督において行った 326 金融機関等に対するヒアリング等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。
- ii 金融庁が着手した 16 金融機関の検査等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

5. 寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として周知しています。今回、新たに追加する「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」の項目・相談事例等は、以下のとおりです。

□ 預金・融資等

○ 本人確認に関する相談等

- ・ 子供の入学金の振込みを行いたいのですが、本人確認はどのようにされるのでしょうか。

□ 保険商品等

○ 保険契約に関する相談等

- ・ 保険契約にもクーリング・オフの適用はあるのでしょうか。

□ 投資商品等

○ 未公開株式の取引に関する相談等

- ・ 金融庁等から許可を得て未公開株の買取りをしているという業者から連絡があり、高値で買い取るので未公開株を買ってほしいと言われて当該未公開株を購入しましたが、買い取ってもらえません。
- ・ 金融庁等から委託されて未公開株の被害状況の把握や被害相談を行っているという団体から連絡があり、保有している未公開株を教えてくださいました。
- ・ 金融庁等の所管法人として未公開株の保有者へ助言を行っているという NPO 法人等から連絡があり、現在保有している未公開株は有望なので買い増すよう助言され、買い増してしまいました。
- ・ 金融庁等からの指示を受けて未公開株の購入代金を取り返しているという団体から連絡があり、購入代金を取り返すためには、当該団体から別の未公開株や投資ファンドを購入する必要があると言われました。

- ・ 金融庁等から認可を受けて未公開株の将来性を評価しているという団体から連絡があり、保有している銘柄は、上場の準備で金融庁へ届出が出されており上場確実であると言われ、買い増すよう勧誘を受けています。

□ 貸金等

○ 総量規制に関する相談等

- ・ 10年以上、貸金業者で借入れと返済を繰り返していますが、最近新たに借入れをしようとしたら、収入を証明する書類として源泉徴収票等を提出するよう求められています。どういことでしょうか。

* その他、金融庁のウェブサイト（[「一般のみなさんへ」](#)）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成21年1月1日～3月31日）](#)」（平成21年4月30日）にアクセスしてください。

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表 (平成21年1月1日～3月31日)

1. 類型別受付件数

(単位:件、%)

区 分	件 数	比 率
質 問 ・ 相 談	10,269	82.5
意 見 ・ 要 望	1,521	12.2
情 報 提 供	584	4.7
そ の 他	71	0.6
合 計	12,445	100.0

2. 受付方法別件数

(単位:件、%)

区 分	件 数	比 率
電 話	10,803	86.8
ウ ェ ブ サ イ ト	845	6.8
フ ァ ッ ク ス	192	1.5
手 紙	360	2.9
そ の 他	245	2.0
合 計	12,445	100.0

3. 分野別受付件数

(単位:件、%)

区 分	件 数	比 率
預 金 ・ 融 資 等	4,310	34.6
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	2,847	22.9
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	3,581	28.8
貸 金 等	1,472	11.8
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	235	1.9
合 計	12,445	100.0

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
個別取引・契約における顧客説明	32	0.7	48	1.1	7	0.2	87	2.0
個別取引・契約の結果	327	7.6	1,222	28.4	171	4.0	1,720	39.9
金融円滑化ホットライン	1	0.0	140	3.2	1	0.0	142	3.3
不適正な行為	33	0.8	224	5.2	16	0.4	273	6.3
貸し渋り・貸し剥がし	0	0.0	160	3.7	0	0.0	160	3.7
金融機関の態勢・各種事務手続	211	4.9	103	2.4	152	3.5	466	10.8
一般的な照会・質問	479	11.1	220	5.1	334	7.7	1,033	24.0
行政に対する要望等	7	0.2	75	1.7	76	1.8	158	3.7
その他	19	0.4	251	5.8	303	7.0	573	13.3
口座の不正利用	3	0.1	0	0.0	5	0.1	8	0.2
合 計	1,108	25.7	2,143	49.7	1,059	24.6	4,310	100.0

○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
個別取引・契約における顧客説明	150	5.3	73	2.6	73	2.6	296	10.4
個別取引・契約の結果	264	9.3	776	27.3	121	4.3	1,161	40.8
不適正な行為	85	3.0	70	2.5	25	0.9	180	6.3
金融機関の態勢・各種事務手続	148	5.2	225	7.9	78	2.7	451	15.8
一般的な照会・質問	112	3.9	113	4.0	187	6.6	412	14.5
行政に対する要望等	23	0.8	36	1.3	62	2.2	121	4.3
その他	62	2.2	77	2.7	87	3.1	226	7.9
合 計	844	29.6	1,370	48.1	633	22.2	2,847	100.0

○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		市場関係		個別法人・団体		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
個別取引・契約における顧客説明	75	2.1	0	0.0	0	0.0	23	0.6	98	2.7
個別取引・契約の結果	233	6.5	3	0.1	75	2.1	163	4.6	474	13.2
不適正な行為	44	1.2	13	0.4	97	2.7	200	5.6	354	9.9
口座の不正利用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
業者の態勢・各種事務手続	185	5.2	0	0.0	2	0.1	110	3.1	297	8.3
一般的な照会・質問	167	4.7	18	0.5	177	4.9	1,165	32.5	1,527	42.6
行政に対する要望等	35	1.0	362	10.1	21	0.6	291	8.1	709	19.8
その他	13	0.4	9	0.3	11	0.3	89	2.5	122	3.4
合 計	752	21.0	405	11.3	383	10.7	2,041	57.0	3,581	100.0

○貸金等

(単位:件、%)

区 分	件数	比率
個別取引・契約における顧客説明	4	0.3
個別取引・契約の結果	379	25.7
契約・貸出拒否	9	0.6
貸出債権回収	17	1.2
不適正な行為	105	7.1
口座の不正利用	5	0.3
業者の態勢・各種事務手続	102	6.9
一般的な照会・質問	710	48.2
行政に対する要望等	59	4.0
その他	113	7.7
合 計	1,472	100.0

○金融行政一般・その他

(単位:件、%)

区 分	件数	比率
一般的な照会・質問	76	32.3
行政に対する要望等	41	17.4
その他	118	50.2
合 計	235	100.0

預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

平成15年9月12日、金融庁は、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施する旨事務ガイドライン（現監督指針）を改正したところであり、その情報提供件数等について、四半期ごとに公表しています。

これによると、調査を開始した平成15年9月以降、本年3月31日までに、金融庁及び全国の財務局等において、22,672件の預金口座の不正利用に係る情報提供を行いました。

また、金融機関としても、預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速とっていくことが肝要であり、本年3月31日までに、当局が情報提供を行ったものに対し、金融機関において、12,051件の利用停止、8,621件の強制解約等を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について](#)」（平成21年4月30日）にアクセスしてください。

預金口座の不正利用に係る情報提供件数等

	情報提供件数		金融機関の対応			
	期中	累計	強制解約等	利用停止	調査中	その他
			累計 (増減)	累計 (増減)	累計 (増減)	累計 (増減)
平成20年9月末 (増減は平成20年7月～9月)	1,278	20,240	7,848 (421)	10,644 (795)	357 (▲16)	1,391 (78)
平成20年12月末 (増減は平成20年10月～12月)	1,377	21,617	8,243 (395)	11,500 (856)	397 (40)	1,477 (86)
平成21年3月末 (増減は平成21年1月～3月)	1,055	22,672	8,621 (378)	12,051 (551)	449 (52)	1,551 (74)
主要行	515	15,483	6,665 (258)	7,709 (195)	285 (45)	824 (17)
地方銀行・第二地方銀行	155	2,916	1,100 (49)	1,453 (85)	88 (1)	275 (20)
信用金庫・信用組合	48	885	423 (25)	313 (5)	62 (▲2)	87 (20)
その他金融機関	337	3,388	433 (46)	2,576 (266)	14 (8)	365 (17)

- *) 調査を開始した平成15年9月16日以降、全国の財務(支)局において受け付け、金融機関に対して情報提供を行ったもの(一部、金融庁において受け付けた情報を含む)を累計ベースでカウント。
- *) 増減は、前四半期末に比した数。
- *) その他は、金融機関が調査した結果、特段不審な点が見受けられなかったもの、口座不存在であったもの等。
- *) 主要行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行、あおぞら銀行を除いたもの。
- *) 埼玉りそな銀行は、地方銀行・第二地方銀行に含む。
- *) その他金融機関は、主要行、地方銀行・第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)及び労金等。

平成 21 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）では、4月24日、「平成21年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」を公表し、平成21年度における証券検査の実施方針及び実施予定数を明らかにしました。今年度の証券検査基本方針及び証券検査基本計画の概要は以下のとおりです。なお、今回より対象となる期間を事務年度ベース（7月～翌年6月末）から年度ベース（4月～翌年3月末）に変更しています。

1. 証券検査基本方針

(1) 基本的考え方

証券監視委は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を目指し市場監視を行っています。近年、証券検査の検査対象先の範囲の拡大や今般のグローバルな金融危機などを踏まえると、より、きめの細かい検査対応がこれまで以上に必要となっており、業態や業者ごとの規模やリスク特性を勘案した、いわゆるリスク・ベースの柔軟なアプローチが重要となってきました。そして、証券検査の効率性と実効性の一層の向上を図る観点から、取引の公正確保を基本としつつ、公益確保や投資者保護をも念頭に、内部管理態勢に着目した検査も一層、充実させていく必要があります。

また、証券検査は、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指す必要があります。グローバルに活動する金融商品取引業者の破綻は、市場に大きな混乱をもたらし、場合によってはシステムリスクを引き起こす可能性があります。こうしたことから証券検査に対しては、金融商品取引業者における財務の健全性を含め、広くそのリスク管理態勢のあり方にも十分な目配りをする役割も期待されています。

証券監視委ではこのような大きな変化に対応するため、証券監視委の基本的使命を踏まえつつ、これまで以上に効率的かつ効果的な検査を追求していく必要があると考えています。

ここでいう「効率的な検査」とは、金融商品取引業者等自身の自己改善努力を最大限に活かし、これを補完するような検査を行うことであり、また「効果的な検査」とは、検査結果が金融商品取引業者等の内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような検査を行うことです。

具体的には、以下の点に留意しつつ、効率的かつ効果的な検査を行います。

- ① 法令や市場ルールに関する違反行為の検証を行うことを基本としつつ、公益確保や投資者保護を念頭に、金融商品取引業者の規模・特性を踏まえた上で、内部管理態勢等の適切性の検証に着目した検査
- ② 検査対象先のリスクの所在を分析し、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査
- ③ 実効性ある内部管理態勢整備に向けた金融商品取引業者の自主的な取組みに資するような双方向の対話等を重視した検査
- ④ 検査の透明性等を向上させるため、検査マニュアルの見直し、公表

(2) 重点検証事項

今年度においては、以下の検証項目について重点的に検証を行います。

- ① 金融商品取引業者等の市場仲介機能にかかる検証
- ② 金融商品取引業者等のリスク管理態勢にかかる検証
 - ・ グローバルに活動する金融商品取引業者等のシステムリスクや財務の健全性を含めたリスク管理態勢の検証
 - ・ 外国為替証拠金を取扱う金融商品取引業者等のシステム管理態勢の検証
- ③ 法人関係情報の管理態勢（不公正な内部者取引の未然防止）に係る検証
- ④ 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証
- ⑤ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証
- ⑥ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証
- ⑦ 新たな検査対象先・金融商品等に係る検証
- ⑧ 過去の検査における問題点の改善状況等に係る検証

2. 証券検査基本計画

本年度の証券検査基本計画では、第1種金融商品取引業者等130社（うち財務局等が行うもの110社）、投資運用業者、投資助言・代理業者65社（うち財務局等が行うもの35社）に検査を実施する予定であり、

さらに、自主規制機関、第2種金融商品取引業者等についても必要に応じて検査を実施する予定です。

※ 詳しくは、証券取引等監視委員会ウェブサイトから「[平成 21 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画](#)」(平成 21 年 4 月 24 日)にアクセスしてください。

平成 21 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画の概要

- * 金融商品取引法を含めた累次の制度改革の結果、検査対象は大幅に増加・多様化
- * 今般のグローバルな金融危機を踏まえた検査対応

証券監視委の検査のあり方

- ・ 業者の規模・リスク特性を勘案した、いわゆるリスク・ベースに基づく検査
- ・ 業者に公正・健全な市場確保のために貢献するゲートキーパーとしての自覚を促す検査
- ・ 顕在化しつつあるリスクに対して将来に備えた機動的な対応を目指す検査

より効率的・効果的な検査

【効率的な検査】・・・業者自身の自己改善努力を最大限に活かし、これを補完するような検査

【効果的な検査】・・・検査結果が業者の内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような検査

※より効率的・効果的な証券検査に向けた取組み

- ・ 予告検査の試行的な導入
- ・ 検査中の対話の充実 等

◎効率的・効果的な検査を行う際の留意点

- ① 法令等違反行為の検証を行うことを基本としつつ、業者の規模・特性を踏まえた上で、その背景となる業者の内部管理態勢等の適切性の検証にも着目した検査
- ② 検査対象先のリスクの所在を分析し、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査
- ③ 業者との双方向の対話等を重視した検査
- ④ 検査の透明性等を向上させるため、検査マニュアルの見直し、公表

【その他の課題】

- ・ サブプライムローン問題を踏まえ、証券化商品の組成・引受・販売等を行う業者の引受審査、リスク管理等の問題への検査対応
- ・ 証券・銀行等間のファイアーウォール規制の見直しに伴う、利益相反管理体制整備に係る検査対応
- ・ グローバルに活動する業者に対する検査においては、財務の健全性を含め、広くリスク管理態勢のあり方にも着目

◎重点検証分野

- ① 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証
- ② 金融商品取引業者等のリスク管理態勢に係る検証
 - ☞ グローバルに活動する金融商品取引業者等のシステムリスクや財務の健全性を含めたリスク管理態勢の検証
 - ☞ 外国為替証拠金取引を取扱う金融商品取引業者のリスク管理態勢の検証
- ③ 法人関係情報の管理態勢（不公正な内部者取引の未然防止）に係る検証
- ④ 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証
- ⑤ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証
- ⑥ 投資勧誘や顧客対応の状況に係る検証
- ⑦ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証
- ⑧ 新たな検査対象先・金融商品等に係る検証
- ⑨ 過去の検査における問題点の改善状況

◎証券検査基本計画

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ・ 第1種金融商品取引業者等 | 130社（うち財務局110社） |
| ・ 投資運用業者、投資助言・代理業者 | 65社（うち財務局35社） |
| ・ 自主規制機関 | 必要に応じて実施 |
| ・ 第2種金融商品取引業者等 | 必要に応じて実施 |

【国際関連】

日 EU 金融ハイレベル協議の開催について

4月22日、ブリュッセルにおいて日 EU 金融ハイレベル協議が開催されました。この協議は日 EU 双方がお互いの金融規制に関する情報を共有し、必要があれば双方の立場を調整する場として機能しています。本年は、金融庁からは丸山総務企画局審議官（国際担当）等が、欧州委員会からは域内市場総局ヨルゲン・ホルムキスト総局長等がそれぞれ出席しました。

まず、金融庁と欧州委員会の出席者は、金融危機が金融システムへ与えた影響について議論しました。そして、金融庁からは、市場強化プランの進捗や、金融機能強化法の実施について説明しました。また、欧州委員会からは、金融サービスの規制・監督強化のための取組みについて説明がありました。特に、欧州委員会の最近の立法措置やド・ラロジュール報告書のフォローアップ、EU の今後の規制上の課題について説明及び意見交換がなされました。

信用格付会社の規制についても意見交換を行い、欧州委員会からは、新しい法案の最新の動向について説明があり、金融庁は日本における改正案を説明しました。また、保険関連についても議論され、金融庁からは、日本における保険分野の最近の法改正について説明し、欧州委員会からは、ソルベンシー II 指令の動向や実施に向けた今後の予定について説明がありました。

また、会計・監査も重要な議題であり、欧州委員会は、日本の監査法人に対して、監督体制の相互依拠を確立するまでの暫定期間として 2010 年 7 月までの期間を付与することを確認しました。また、欧州委員会は、監査調書等へのアクセスや転送に関しての第三国監督当局の適切性に関する決定の可能性についての現状を説明しました。金融庁からは、外国監査法人に対する公的監視体制の最近の動向について説明しました。

欧州委員会は、日本の会計基準と国際会計基準との同等性を認めた 2008 年 12 月 12 日の決定を報告し、日本の「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」を歓迎しました。欧州委員会と金融庁は、国際会計基準委員会財団 (IASCF) のガバナンス強化の必要性について合意しました。

※ 次回の協議は、東京で開催される予定です（時期未定）。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「国際関連情報」から [「日 EU 金融ハイレベル協議の開催について」](#)（平成 21 年 5 月 1 日）にアクセスしてください。

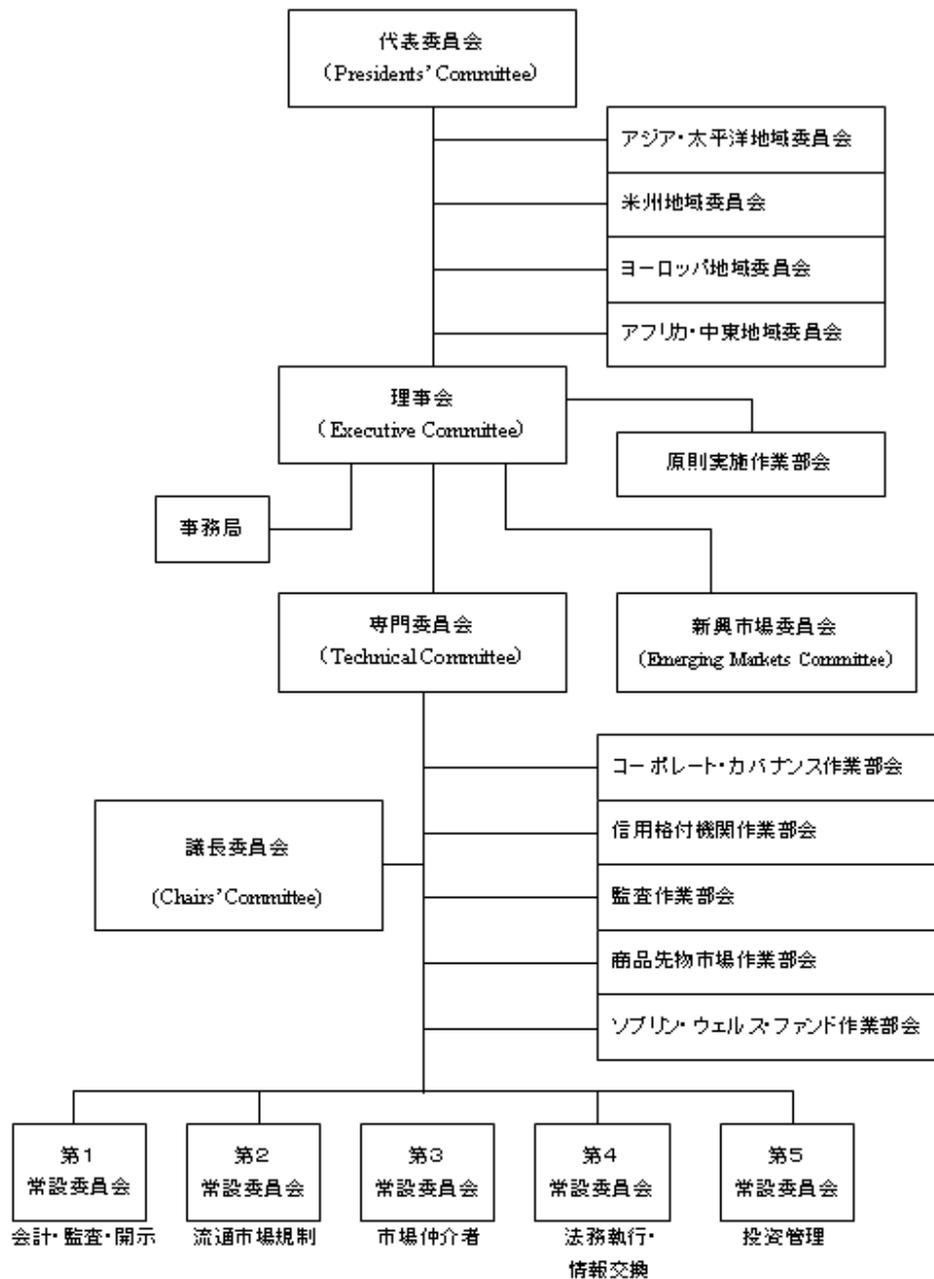
IOSCO SC3 (市場仲介者常設委員会) 東京会合開催について

証券監督者国際機構 (IOSCO : International Organization of Securities Commissions) の第 3 常設委員会 (SC3) 東京会合が 5 月 12 日及び 13 日の両日、当庁において開催されました。

第 3 常設委員会は、クロスボーダーの環境下にある市場仲介者に関する規制監督上の諸課題について検討を行っています。なお、メンバーは欧米アジア 16 か国・地域の規制当局から構成され、議長は当庁の森田証券課長が務めています。

(参考 1) IOSCO は、100 以上の国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関であり、加盟機関の総数は、普通会员 (Ordinary Member : 証券規制当局)、準会員 (Associate Member : その他当局) 及び協力会員 (Affiliate Member : 自主規制機関等) あわせて 191 機関 (2008 年 11 月末現在) となっています。IOSCO の本部事務局は、マドリッド (スペイン) に置かれています。

現在の金融市場の混乱の解決へ向けて国際的なフォーラムである IOSCO の果たすべき役割は大きいと考えられます。IOSCO は金融危機の発生に対し、いち早くサブプライム・タスクフォースを立ち上げて危機の原因の分析及び具体的な対応策についての提言を行ったほか、昨年には 3 つのタスクフォース (非規制金融市場、非規制金融商品、空売り) を新設し、信用格付け機関タスクフォースや会計関係も併せて G20 の作業に貢献しています。



(参考2) サブプライム・タスクフォースについては以下をご参照ください：

<http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20080609-2.html>

(参考3) IOSCOが昨年設置した3つのタスクフォースについては以下をご参照ください：

<http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20081201.html>

このような背景の下、SC3は上述のタスクフォース等と連携しながら証券会社等の市場仲介者に関する規制監督上の諸課題について作業を進めています。SC3東京会合においては、投資信託等をはじめとする集団投資スキームの販売時の開示に関する問題やサブプライム・タスクフォースの提言に基づく市場仲介者の流動性リスク管理・内部管理上の諸課題等について活発に議論しました。また、複雑な金融商品販売の際の適合性の問題や証券会社破綻時の顧客資産の保護に関する問題についてもその作業の必要性について検討を開始しております。本会合の成果については、本年6月にイスラエルで開催されるIOSCOの専門委員会において報告される予定であり、その結果を踏まえ、次回会合で更なる議論を進めていく予定です。

第5回監査監督機関国際フォーラム（バーゼル会合）について

4月27日～29日に、[第5回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：International Forum of Independent Audit Regulators）](#)がスイス・バーゼルにて開催され、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」といいます。）から金子会長等が参加しました。

IFIARは、監査の質の向上に向け、各国の活動経験等の共有や協力関係の促進などを目的として設立された監査監督機関の集まりで、現在、米・英等の主要国を含む31か国・地域（メンバー）及び8国際機関（オブザーバー）が参加しています。

本会合では、新議長にスティーブン・マイヨール現副議長を2年の任期で、またポール・ボイル現IFIAR議長を2009年9月に開催される次期本会合までの任期で副議長に選出すると共に、IFIARの組織運営上必要な業務の財源としてメンバーによる分担拠出金を2010年より創設することに原則合意しました。

また、外国監査法人等の登録・届出等といった監査監督機関の活動や、監査の品質やグローバル監査法人に対する監督について意見交換が行われたほか、オスロ会合（昨年4月）やケープタウン会合（昨年9月）に続き、いわゆる6大国際監査ネットワークの代表者を招聘し、最近の経済危機に対する監査人による対応及び監査監督機関による対応について意見交換を行いました。

さらに、IFIARの主要なテーマである監査検査の技術及び経験の交換を目的とした検査ワークショップ（年1回開催）について、第4回会合を平成22年2月にパリにおいて開催することを決定しました。

審査会としては、今後ともIFIAR会合等に参加し、各国の監査監督機関との協力・連携関係の構築・強化を通じ、我が国の監査の一層の信頼性確保・向上を図っていきたいと考えています。

※ 詳しくは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトから[「第5回監査監督機関国際フォーラム（バーゼル会合）について」（平成21年5月11日）](#)にアクセスしてください。

【法令解説】

保険会社向けの総合的な監督指針等の一部改正について

金融庁では、「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正（案）について、平成21年2月26日から3月30日にかけて広く意見の募集を行い、4月28日にパブリックコメント結果を公表し、監督指針の一部改正を行いました。改正された監督指針は、同日から適用を行っています。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 保険法関係

平成20年6月に商法上の保険契約に関する規定の見直しが行われ、単行法としての保険法が公布されました。保険法においては、表記の現代語化のほか、保険契約者保護のための規定の整備等が行われており、当該保険法の規定内容等を踏まえて、監督指針について以下の改正を行いました。

(1) 告知制度【Ⅱ-3-3-2 (10)・Ⅱ-3-3-6 (14)、Ⅳ-1-17 (2) ①】

- ・ 保険契約者等に求める告知事項は、保険契約者等が告知すべき具体的内容を明確に理解し告知できるものとなっているか。例えば、「その他、健康状態や病歴など告知すべき事項はないか。」といったような告知すべき具体的内容を保険契約者等の判断に委ねるようなものとなっているか。
- ・ 告知書の様式は、保険契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にしたものとなっているか。
- ・ 保険媒介者による告知妨害又は不告知教唆があった場合は、保険会社は保険契約を解除できないことを約款に明確に規定しているか。 など

(2) 保険給付の履行期【Ⅳ-1-17 (2) ②】

- ・ 損害調査手続等の保険給付手続等に必要となる合理的な期間を踏まえて、一定の期限内に支払うとする基本的な履行期を約款に定めているか。なお、その際、現行約款に規定している基本的な履行期（例えば、生命保険契約5日、損害保険契約及び傷害疾病定額保険契約30日）を不当に遅滞するものとなっているか。
- ・ 基本的な履行期の例外とする期限を定めるときは、保険類型ごとに必要となる確認事項（医療機関への確認等）が明確に定められているとともに、その期限が客観的にみて合理的な日数をもって定められているか。 など

(3) 重大事由解除【Ⅳ-1-17 (2) ③】

重大事由による解除の規定においては、解除権が濫用されることのないよう、保険契約者等の故意による保険給付事由の発生及び保険金受取人等の保険給付請求の詐欺以外の事項を定めようとする場合は、当該内容に比肩するような重大な事由であることが明確にされているか。 など

2. その他

保険会社の業務継続体制の構築、四半期開示等における開示の充実、保険会社の業務範囲の明確化、少額短期保険業関係等について、所要の改正を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「保険会社向けの総合的な監督指針等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」（平成21年4月28日）](#)にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q：日本時間の今朝早くにアメリカの金融機関に対するストレス・テストの結果が outcome しまして、10行が計7.3兆円の資本不足と指摘されました。FRB（米連邦準備制度理事会）のバーナンキ議長は投資家らにかなりの安心を与える内容だと指摘して しまして、市場関係者の受け止めも、予想よりもよい内容と前向きに評価する向きが多いようですが、今回のストレス・テストの結果についての大臣の受け止めと、アメリカの金融システム不安が解消の方向に向かうとご覧になっているかどうか、ご見解をお願いします。

A. このストレス・テストは多分、アメリカ政府が誠心誠意やられたもので、その結果、資本不足がこの額にとどまったということは、既存の予算措置の中で埋めることも出来るので、日本としては、考えていた状況よりはるかに金融システム全体の状況がいい、というところで、一安心したところでございます。

また、同時に資本注入が全く必要のない銀行も多数あるわけですし、そういう点では、資本不足のところは、既存の予算措置を通じて資本注入が始まれば、さらに金融システムの安定化に貢献するであろうと思っております。

Q：日本の株式市場について伺いたいんですが、昨日、日経平均が年初来の高値を付けているんですけども、景気の先行きに多少明るい見方も出てきているようなんですが、現在の株価水準と景気の現状について大臣のご認識を改めて伺いたいんですけども…。

A. 株価は経済の先行指標ですから、そういう点では9,400円前後のところにまいりましたのは大変喜ばしいことだと思っております。これで銀行も生損保も、資産内容は相当改善されたと思います。さらに株価が安定するということを望んでやまないということでございます。

【平成21年5月8日（金）閣議後記者会見】

Q：今日銀行の決算が相次いで発表されます。以前も聞きましたが、今回の銀行決算についてのご感想と、それに関連して大手行が普通株式の発行による資本増強を相次いで打ち出す見通しです。それについてのご見解もお聞かせください。

A. こういう不況ですから設備投資等に貸しているお金も劣化しているでしょうし、また時価評価の対象となる金融機関が持っている株式の評価も下がっているでしょうから、赤字になってもやむを得ないし、むしろこういう際にはきれいさっぱりと積むべき引当金は積む、あるいは償却すべきものは償却するというので、すっきりした態勢になられたらいいと思います。

それから銀行の資本のレベルについては、我々かねがね心配しておりましたし、現に地銀の一部では公的資金を取り入れて資本増強をやろうということですが、大きなところは自らの力で資本を調達されるということですから、これほどお祝いすべきことはないと思っております。

Q：大手行については金融機能強化法による公的資金の活用というものも大臣も官邸で促されたことがあったかと思うんですが、メガバンク3行共自力による資本増強という方向に行くことについてのご意見はございますか。

A. メガバンクは民間銀行ですから、資本が必要であれば資本を自分達の手で市中から調達したいという思いになるのは当然と言えば当然なので、その当然のことが今の市場で可能かどうかという問題を心配していたわけですが、どうやらそれぞれ市場から調達出来るという目処が立ったというのは慶賀の至りであって、政府の用意したお金を無理やり使っていただく必要はない。これはいざという時のお金ですから、市場から調達出来ればこれに勝るものはないと思っています。

【平成21年5月15日（金）閣議後記者会見】

Q：金融についてお伺いしますが、今日大手行の銀行の決算が出そろいます。この前もお聞きしたんですが、銀行決算に関するご感想と、あと地方銀行が非常に厳しい状況が続いています。地方銀行の状況についてもお伺い出来ればと思います。

A. 銀行の欠損が生じたのは業務純益が減ったということのほかに、持っている株等の資産の評価損があります。その他の損失もあるでしょう。銀行が損をした部分はきちんと引当を積んだり償却をしたり、あるいは自己資本を充実したりということをやっておりますし、実は以前大手銀行が自らの力で増資を試みた時に比べますと、非常に増資に対して応募する方が多くて、金融機関の増資というのは意外に円滑に迅速に進んでいると思っておりますので、今年損をきちんと立てたと、それから必要な増資をする、そういう意味では健全経営を目指している今の銀行の姿は経営としては正しいと思っております。また地方銀行は、やはり実体経済の影響を非常に受けております。しかしながら、見る限り立ち行かなくなる金融機関というのは1行もないということは判然としていますので、そういう点では日本の金融システム全体としては高い健全性を保っていると考えております。

【平成21年5月19日（火）閣議後記者会見】

【お知らせ】

○ 金融円滑化「大臣目安箱」について

金融庁、財務省では、平成 20 年 10 月 16 日より、中小企業金融円滑化に向けた監視を一層強化するため、「貸し渋り、貸し剥がし」等の金融機関（民間金融機関及び政策金融機関）の融資に関する大臣直通の情報窓口（大臣目安箱）を開設しました。

大臣目安箱にいただいた情報は、そのまま大臣に届くこととなっており、また、民間金融機関に関するものは金融庁、政策金融機関に関するものは財務省の担当部局にも回付し、例えば、情報提供者が、「具体的な情報を金融機関に開示しても構わない」ということであれば、担当部局より当該金融機関に伝達し、内部チェックを要請するなど、行政を行う上での情報として活用していきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [『金融円滑化「大臣目安箱」について』](#)（平成 20 年 10 月 17 日）にアクセスしてください。



金融庁ウェブサイトのホームページにバナーを設置しています。

○ 金融円滑化ホットラインの開設について

金融庁では、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、「[金融円滑化ホットライン](#)」を開設しています。

これは、原油・素材価格の高騰や円高の影響により、大企業や中小企業ともに大部分の業種で業況感が悪化している等、中小企業の経営が圧迫されている状況に対し、十分な注視が必要であり、一層の配慮が求められていることを踏まえ、平成 20 年 4 月 4 日に経済対策閣僚会議において決定された、「成長力強化への早期実施策」に盛り込まれた中小企業金融の円滑化に向けた施策の一つとして、行政の態勢整備を行うこととしたものです。

本ホットラインに寄せられた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただいているところです。また、寄せられた情報の中に、最近、融資の申込みの際し、融資申込先の金融機関等から、「貴社のような業種へは融資をしないよう、金融庁から指導されているので、ご融資できない。」という対応をされた、といった内容のものがありません。

金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について、抑制的な指導をすることはありません。貸出の判断は金融機関が自らの経営方針によって決定すべきことであり、同様に、金融検査が貸出判断に関与することはありません。

このような不適切な対応を金融機関から受けた場合には、下記の金融円滑化ホットラインに情報提供をお願いします。頂いた情報については、検査・監督に活用させていただきます。

名 称：金融円滑化ホットライン
受付時間：平日 10：00～16：00
電話番号：0570-067755（平成 21 年 4 月 1 日からナビダイヤルで受け付けています。）
※IP 電話・PHS からは 03-5251-7755 におかけください。
受付内容：銀行、信用金庫、信用組合の融資に関する情報等

※ ご留意事項

- ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。
- ホットラインへの情報等の提供は、電話にて行っていただきますようお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「[特定業種に対する金融機関の貸出判断について](#)」（平成 20 年 6 月 17 日）にアクセスしてください。

○ 中小企業の資金繰りを応援します！

～金融庁と中小企業庁は合同で中小企業の資金繰り支援の施策をまとめたパンフレットとポスターを作成しました～

日本経済は、世界経済の減速に伴い景気後退局面に入っており、中小企業の資金繰りも厳しさを増しています。

こうした中、政府では、中小企業の資金繰り支援のため各般の施策に取り組んでいます。

金融庁と中小企業庁では、今般、合同で中小企業に対する資金繰り支援の施策のうち、中小企業に特に知っていただきたい事項を分かりやすくとりまとめたパンフレットを作成しました。

従来、政策の広報は、所管省庁がそれぞれ行うことが多かったのですが、メッセージの受け手である中小企業の立場に立てば、どの省庁が所管しているかにかかわらず、必要な情報を分かりやすく入手できることが重要と考えられることから、中小企業金融に関係する両庁の連携を行うこととしたものです。



中小・小規模企業の資金繰りを 全力をあげて応援します！

— 中小企業庁と金融庁が一丸となって取り組みます —



まず、中小企業の金融円滑化に関するお問い合わせ先について、一覧にして掲載しました。

金融機関の融資等に関する大臣直通の情報受付窓口である、金融円滑化「大臣目安箱」や民間金融機関の融資等に関する電話による情報受付「金融円滑化ホットライン」、また、中小企業庁等に設置されている「中小企業金融貸し渋り 110 番」等のお問い合わせ先も、このパンフレットを御覧いただければ分かるようになっています。

また、施策に関しましても、新たな融資を受けたい方々に対する支援策、あるいは、既存の借入金の返済条件を変更したい方々に対する支援策、というように、ご希望される融資によってどういった支援策を利用できるのか、というようなことについてポイントを簡潔にまとめて記載しています。

「資金繰りが厳しく、返済条件を緩和してもらえれば助かるのだが、銀行に不良債権になるからと言われて、返済条件の変更に応じてもらえない。どうしたらよいのか」といったような声が中小企業の方々から聞かれます。そういった方々にこそ、このパンフレットを手にとっていただき、政府による資金繰り支援策を知っていただくことで、金融機関等とご相談していただく際の足がかりになればと思います。

今般の合同パンフレットに関しては、全国の最寄りの財務局、経済産業局にも置いてありますので、是非お問い合わせください。

中小企業の皆さんへ



中小・小規模企業の資金繰りを 全力をあげて応援します！

— 中小企業庁と金融庁が一丸となって取り組みます —

新たな融資を受けたい方々へ

緊急保証制度の対象業種の追加や、
セーフティネット貸付の拡充等を行っています！

既存借入金の返済条件を変更したい方々へ

中小企業向け貸出金について、金利や期間等の返済条件を
変更しやすくなりました！金融機関とご相談下さい。

詳しくはパンフレットを御覧下さい

【お問い合わせ先】

○緊急保証やセーフティネット貸付について

中小企業庁 TEL 03-3501-6280
または、最寄の経済産業局へ
お問い合わせ下さい

○条件緩和と債権の取扱いについて

金融庁 TEL 03-3506-6000
または、最寄の財務局へ
お問い合わせ下さい

なお、上記のパンフレットに記載した、条件緩和の取扱いに関する施策について、簡潔にまとめたパンフレットもありますので、是非御覧いただきたいと思えます。(下のパンフレットはウェブサイト上の『中小企業の皆様へ (中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました)』からも御覧いただけます。)

中小企業の皆様へ

中小企業の資金繰りの支援のため、
金融検査マニュアル別冊などを改定しました

金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充しました。

資金繰りが大変だけど、
銀行は不良債権になるからと書くと、返済条件の変更に応じしてくれないです…

今後は、経営改善の見込みがあれば、不良債権にはなりません！
金融機関とご相談下さい。

条件緩和(返済条件の変更)とは…
・返済期間の延長
・返済額の削減
・返済日の変更
などにより返済負担を軽減するものです。

経営者 佐藤太郎

改定前
不良債権にならないためには…
・中小企業も大企業と同様、3年以内に経営が健全化するよう経営改善計画が必要でした。
・「計画」期間中、一定以上の金利を確保する必要があります。

改定内容
中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました。
・経営が健全化するまでの期間を大幅に延長された。1年未満、返済状況が良好な場合10年まで。
・一定以上の金利を確保する必要がなくなりました。

さらに…
・「計画」を作っていない場合でも、今後の経営改善の見込みがあれば、「計画」がある場合と同じように取り扱います。
・「計画」の進捗が滞っている、その原因を分析し、今後の改善が見込めるならば、「計画」どおりに進んでいる場合と同じように取り扱います。

これまで…
「赤字で資金繰りが難しいので、金利は払いたくないから、返済を待ってもらえませんか。5年後には返済改善する見込みがあります。」
A銀行: 3年以内に経営改善する必要がある。5年後には返済改善する見込みがあります。
B銀行: 5年以上は経営改善する必要がある。5年だと不良債権になってしまうので、返済条件の変更に応じるのは難しいですね…

これからは…
1. 最近、資金繰りが難しいんですよ。元本返済もしばらく待ってもらえませんか。できれば、5年後には返済改善する見込みがあります…
2. 5年後には経営が改善するんでね。経営改善計画があれば、前向きに考えますよ。
3. でも、計画なんてどうやっていかならないわ…
4. そうであれば、例えば、「経営の削減予定」や「売上が増加する見込み」等のシナリオがあれば大丈夫です。
5. えっ、自分で作らなくてもいいんですか。
6. シナリオを示していただければ、こちらで経営改善の見込みを分析してまいります。経営改善が見込めれば大丈夫です。一緒に考えましょう。
7. お問い合わせ先、一緒に相談しましょう。

経営者 佐藤太郎

お問い合わせ先
金融庁 検査局 総務課 TEL 03-3506-6000
各財務(北)局の理財部/検査総務課 (中略)の事務課(あては財務検査部)
北海道財務局 011-709-2311 中部財務局 082-221-9221
東北財務局 022-263-1111 四国財務局 087-031-2131
関東財務局 048-600-1111 九州財務局 098-353-6351
北陸財務局 076-292-7860 福岡財務局 092-411-7281
新潟財務局 052-953-2474 沖縄財務局 098-866-0094
沖縄財務局 06-6949-6372

○ 株券電子化が平成 21 年 1 月 5 日より実施されました！

株券電子化について、よくあるご質問を Q&A 形式でお答えします。

Q1. 株券電子化とは、どういうことですか？

株券電子化（株式のペーパーレス化）とは、「社債、株式等の振替に関する法律」により、**上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止**し、株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、証券保管振替機構（以下、「ほふり」といいます。）及び証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行うこととするものです。

平成 21 年 1 月 5 日に株券電子化が実施され、上場会社の株主権の管理は新たな株式管理制度による電子的な管理に統一されました。

Q2. 株券電子化のメリットは何ですか？

株券電子化には、次のような**多くのメリット**があります。

① 株主にとっては、

- i) 株券を手元で保管することなどによる**紛失や盗難、偽造株券取得のリスクが排除**されます。
- ii) 株式の売買の際、実際に**株券を交付・受領したり株主名簿の書換申請を行う必要がなくなり**ます。
- iii) 発行会社の商号変更や売買単位の変更の際に、株券の交換のため、発行会社に株券を提出する必要がなくなります。

② 発行会社（株主名簿管理人を含む。）にとっては、

- i) 株主名簿の書換に当たり株券が**偽造されたものでないか等のチェックを行う必要がなくなり**ます。
- ii) 株券の発行に伴う印刷代や印紙税、企業再編（企業間の合併や株式交換、株式移転など）に伴う**株券の回収・交付のコスト等が削減**できます。
- iii) 株券喪失登録手続を行う必要がなくなります。

③ 証券会社にとっては、

- i) 株券の**保管や運搬に係るリスクやコスト等が削減**されます。
- ii) 株主が株券をほふりに預託する場合やほふりに預託された株券を引き出す場合の手続を行う必要がなくなります。

Q3. 株券電子化により、株主はどのような手続が必要ですか？

(1) 株券電子化の実施前に株券をほふりに預託した方は、特段の手続をとる必要はありません。

(2) 株券電子化の実施までにほふりに預託せず、株券がお手元にある方は、株主名簿上の名義人の名前で、発行会社により「特別口座」が開設され、権利は保全されています。

ただし、特別口座では株式の売却・担保設定等の取引はできません。取引をするためには、株主が証券会社に口座を開設し、特別口座から株式の振替手続を行うことが必要です。取引を希望する方は、特別口座を開設する信託銀行等や証券会社にご相談ください。

Q4. 株券が手元にあり、名義書換えをしないまま株券電子化を迎えた場合、特別口座の名義を本人名義に回復するには、どのような手続が必要ですか。

他人名義で開設された特別口座の名義を本人名義に回復するためには、以下のような手続が必要となります。

(1) 特別口座の名義人との共同申請

(2) 以下のいずれかの書類を提出して申請

- ① 相続を証する書面
- ② 裁判の判決、和解調書など
- ③ 株券+株券電子化前に当該株券を取得したことを証する書面（株券電子化後 1 年間のみ）

これらの手続を行おうとする方は、特別口座を開設する信託銀行等にご相談ください。

Q5. 株式担保取引はどのようにしたらよいのですか？

株券電子化実施後、株式を担保として差し入れる場合、銀行等の担保権者への口座に振り替えることにより行われます。取引を行おうとする方は、取引先の証券会社や銀行等にご相談ください。
なお、株式担保取引の匿名性については、株券電子化実施後についても確保が可能となっています。

Q6. 未上場の株式は電子化の対象ですか。

株券電子化の対象は証券取引所に上場された株式であり、**未上場の株式（未公開株式）は対象外**です。
(注) 上場株券のほか、上場投資証券及び上場優先出資証券も株券電子化の対象です。

Q7. 株券電子化の実施後に何か注意する点がありますか。

株券電子化の実施後においては、株券を価値があるかのように装って売り付ける行為や、金融庁や証券会社、関係団体などを名乗って株券を回収する行為（注）などの詐欺的行為がないとは言い切れません。

金融庁や証券会社、関係団体などが株券を回収することはありません。このような詐欺的行為にはくれぐれもご注意ください。

(注) 株券電子化後においても株券は、名義回復を行う際の重要な証拠書類となり得ますので、その管理・処分についてはご注意ください。

○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！

ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

平成19年9月30日に[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

1. 他者からお金を集め（出資を募り）
2. 何らかの事業や投資を行い
3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録又は届出が義務付けられました。

[登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで確認ができます。](#)

無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならず、利益の見込みについても、著しく事実に相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
- ・ 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・ 損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお勧めします。

なお、届出業者については、金融庁に届出を行えば業務を行うことが可能であり、届出の際に金融庁が審査等を行っているわけではございません。届出があることをもって信頼性が確保できるものではございませんので、取引を行う際は十分ご注意ください。

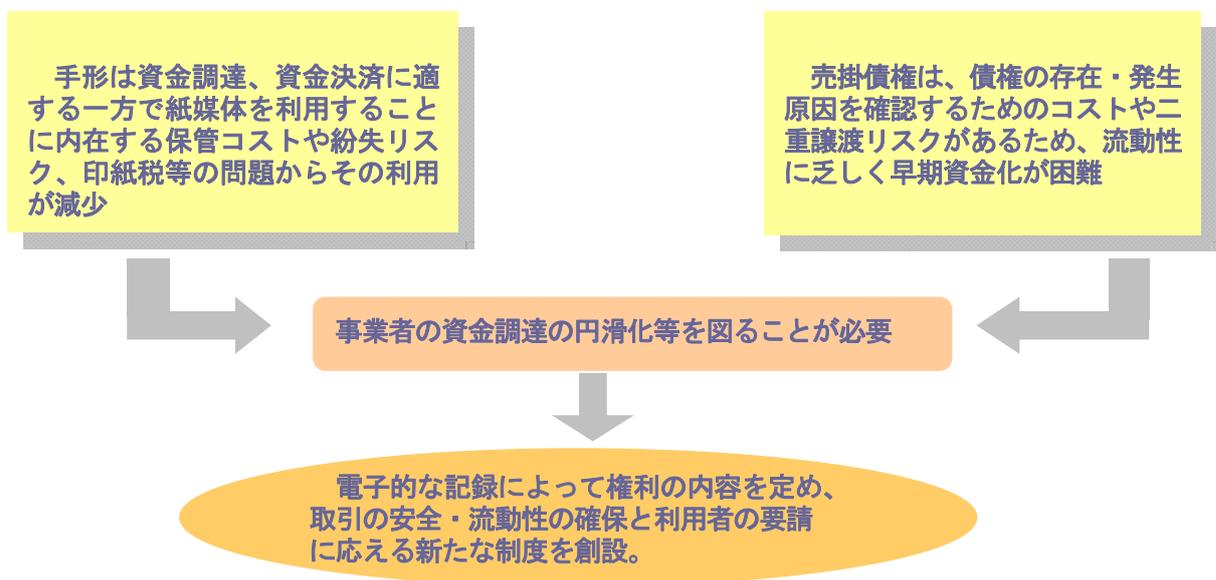
○ 電子記録債権法の施行について

平成 19 年 6 月 20 日に成立した「電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）」が平成 20 年 12 月 1 日に施行されました。

電子記録債権は、当事者がインターネット等を通じて電子債権記録機関に電子記録を請求することにより債権の発生・譲渡ができる、手形・売掛債権等とは別の新たな種類の金銭債権です。

これまで、企業間の取引においては、手形が決済手段として利用されていました。手形には、支払期日前であっても割引によって現金化することができるなど、中小企業の資金繰りを支える機能がありました。一方、大企業においては、事務手続きの電子化を進める中で、紙媒体を利用することにより生じる事務コスト（発行・保管コスト等）はできるだけ削減したいという考えから、手形ではなく期日振込による決済や一括決済方式を行うようになってきており、手形の流通量は平成 2 年度をピークに年々減少しています。また、売掛債権は、債権の存在・発生原因の確認に係るコストや二重譲渡のリスクがあるため、流動性に乏しく早期の資金化が困難なものとなっています。

電子記録債権制度は、売掛債権等を電子データ化することで、前述のような様々なコストやリスクを解消するものであり、事業分野における IT 化の進捗が著しい昨今、電子記録債権が事業者の資金調達における新しい手段として広く活用されることが期待されています。



○ 認定投資者保護団体の更なる活用を期待しています。

[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「認定投資者保護団体」に関する制度を整備しています。

この制度は、苦情解決及びあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられたものであり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決及びあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、平成 19 年 9 月 30 日に[社団法人生命保険協会](#)、平成 20 年 3 月 7 日に[社団法人日本損害保険協会](#)、平成 20 年 10 月 1 日に[全国銀行協会](#)、平成 21 年 4 月 1 日に[社団法人信託協会](#)が認定を受けています。

認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO 法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要ですので、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

○ 皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び取引の公正を害する犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成 19 事務年度には、5,841 件と多数の情報をお寄せいただきました。

個別銘柄に関する情報

相場操縦(見せ玉など)やインサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)、風説の流布(ネット掲示板の書き込み等によるデマ情報など)、疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書の虚偽記載など)やファイナンス(架空増資、疑わしい割当先など)、上場会社の内部統制の問題・・・など

金融商品取引業者に関する情報

証券会社や外国為替証拠金取引業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題など)や、財務内容の健全性等に関する問題・・・など

その他の情報

疑わしい金融商品・ファンド、無登録業者、市場の公正性を害するような市場参加者(いわゆる仕手グループなど)の情報・・・など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。(なお、個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください) なお、インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 「e-Gov 電子申請システム」 ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」(<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html>)の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内・金融庁認証局について](#)」(<http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html>)の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも 24 時間手続きができます。
- (注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。
- (注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要があるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#)の「[e-Gov 電子申請システムのご利用はこちらから](#)」をご確認ください。

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、**[「新着情報メール配信サービス」](#)**に、英語版の登録は**[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)**にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を、電子メールにてご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの**[「新着情報メール配信サービス」](#)**に、英語版の登録は**[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)**にアクセスしてください。



【5月の主な報道発表】

8日	アクセス	「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係) (案)」の公表について
	アクセス	「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について
14日	アクセス	株式会社ジー・エフ役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
18日	アクセス	国内での新型インフルエンザの患者の発生を踏まえた金融機関等への要請について
	アクセス	「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について
19日	アクセス	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について
	アクセス	「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂について」(公開草案)の公表について
20日	アクセス	利益相反管理態勢の整備等に関する検査マニュアルの一部改定について
21日	アクセス	株式会社栗本鐵工所取引先社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパンに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
22日	アクセス	「平成19年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表について
	アクセス	北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者に対する資産凍結等の措置等について
	アクセス	新型インフルエンザの発生を踏まえた金融の円滑化の要請について
25日	アクセス	外国監査法人等の廃業等届出について
26日	アクセス	有価証券報告書の重点審査及び状況調査について (決算期末：平成21年3月31日から平成22年3月30日分)
27日	アクセス	口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令(案)の公表について
28日	アクセス	第22回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ議事次第
29日	アクセス	TOKYO AIM取引所の免許について
	アクセス	主要行等の平成20年度決算について《速報ベース》
	アクセス	地域銀行の平成21年3月期決算の概要
	アクセス	テラメント株式会社が提出した大量保有報告書の非縦覧化について
	アクセス	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。